(介11)

平成 27 年 4 月 14 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事 鈴 木 邦 彦

特定入所者介護(予防)サービス費の見直しに伴う既入所者への配慮等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年6月に成立したいわゆる医療介護総合確保推進法による介護保険法の改正により、本年8月1日より特定入所者介護(予防)サービス費(以下、補足給付)の支給要件として、新たに資産を勘案する見直しが予定されております。

今回の支給要件の見直しに伴い、現在補足給付を受けながら介護保険施設等に入所している要介護者の中には、これまで利用者負担第1~3段階だった方が利用者負担第4段階と判定されることにより、本年8月1日以降、食費・居住費の自己負担が増額となる方が生じることが想定されます。

今般厚生労働省より、このような方について、負担増の激変緩和を図る観点から、各施設の判断により、食費・居住費の額を基準費用額を上限として設定する等の配慮措置を講じることの検討について本会宛てに協力依頼がまいりましたので情報提供いたします。

本会といたしましては、平成27年度介護報酬改定が大幅なマイナス改定であったこと等も あることから、当該配慮措置はあくまで事業所の任意の判断で行うものであることを厚生労 働省に確認しております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会 への周知方宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

・特定入所者介護(予防)サービス費の見直しに伴う既入所者への配慮等について(協力依頼) (平 27.4.2 老発 0402 第 6 号 厚生労働省老健局長通知)





老発0402第6号 平成27年4月2日

公益社団法人 日本医師会 会長 横倉 義武 様



特定入所者介護(予防)サービス費の見直しに伴う 既入所者への配慮等について(協力依頼)

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)第 5 条による介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 51 条の 3 第 1 項及び第 61 条の 3 第 1 項の改正により、平成 27 年 8 月 1 日から、特定入所者介護(予防)サービス費の支給要件として、新たに資産をしん酌する見直しが予定されています。

具体的な支給要件は、平成 27 年 3 月 31 日公布の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」(平成 27 年厚生労働省令第 57 号)による改正後の介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 83 条の 5 及び第 97 条の 3 に規定されていますが、今夏より、従来の支給要件(市町村民税世帯非課税であること)の外、

- ・世帯分離している場合も含めて配偶者に市町村民税が課税されているかどうか (要件 ①)
- ・本人及び配偶者が合計 2,000 万円(配偶者がない場合には 1,000 万円) 超の預貯金等を保有しているかどうか(要件②)

を判定することとしています。

この見直しに伴い、下記の点についてご理解・ご協力を賜りますとともに、貴会会員施設への周知及び協力依頼について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

1. 支給申請手続への協力

今回の見直しにより、要介護者が特定入所者介護(予防)サービス費の支給を保険者に申請する際には、

- ・新たに資産要件等の記入欄を設けた申請書への記入
- ・保険者が預貯金等に係る金融機関調査を行うための同意書への記入
- ・預貯金等の通帳の写しの添付

といった手続を行うことを予定しています。被保険者に対する制度改正の説明等は、 適宜市町村において実施することとしておりますが、貴会会員施設においても、要介 護者やその家族への手続の説明を行っていただくことや、保険者への申請書及び添付 書類の提出を職員に代行に応じていただくことなどをはじめ、要介護者の負担を軽減 しつつ適切な申請が行われるために必要な対応を講じていただくことについて、ご協 力をお願いいたします。

2. 負担増の激変緩和

(1) 配慮措置

今回の支給要件の見直しに伴い、現在特定入所者介護(予防)サービス費の支給を受けながら介護保険施設に入所している要介護者の中には、利用者負担第4段階と判定されて、平成27年8月1日以降食費・居住費の自己負担が増額となる方が生じることが想定されます。

ついては、このような方について、負担増の激変緩和を図る観点から、各施設の判断により、食費・居住費の額を基準費用額を上限として設定する等の配慮措置を講じていただくよう、ご検討をお願いいたします。

(2) 判別方法

このような既入所者を判別する方法としては、保険者が発行する特定入所者介護 (予防)サービス費の不支給決定通知における不支給となった理由欄において、要件 ①又は要件②に該当することを確認することが考えられます。また、予め支給要件から外れることを想定して申請をせず、不支給決定通知が交付されていない場合については、既入所者に個別に理由を確認する方法が考えられます。